令和７年度　選挙管理委員会による主権者教育等に関する調査の概要

○調査対象
・全国の選挙管理委員会　1,959
※都道府県47、指定都市20及び行政区171、
指定都市を除く市区町村1,721（市：772、特別区：23、町村：926）

○調査対象期間
・令和７年度（令和６年度以前のデータについては、以前の調査結果による。）

○留意事項
・本調査は、全国の選挙管理委員会が実施した主権者教育等に関する取組について調査したものである。

出前授業を実施した選挙管理委員会の数

●実施選管数は前年からやや減少したものの、概ね同程度であった。

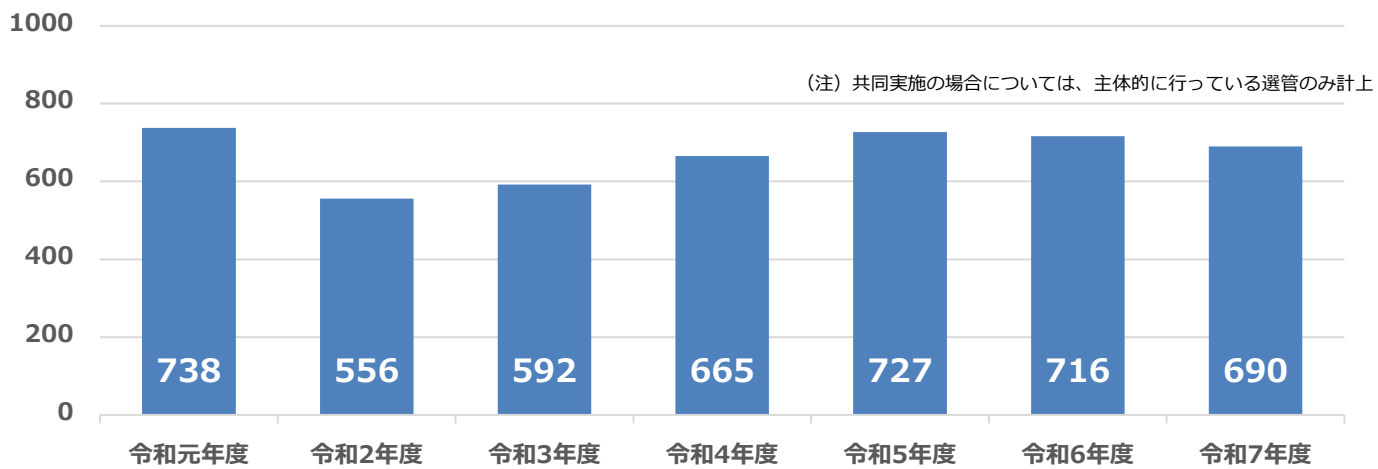

【参考１】出前授業に対する団体の課題
○選管の職員全員が他部署との併任となっており、選挙啓発事業を主体的に企画するための体制が取れていない。
○教育現場における主権者教育の必要性について、現場と選管側とで認識の温度差がある。
○出前授業を実施する学校が固定化してきており、新規提案をしても実施に至らない。
○模擬投票用紙の単価やテキストの印刷費用が年々増加傾向にあり、予算の確保が困難。

【参考２】昨年度より出前授業の実施校数が減った主な理由（複数回答）
○国政選挙の日程と重なってしまい、対応が難しくなったため。
○学校が主体的に主権者教育の取組を行ったことにより、選管への要望や応募が減ったため。
○学校側へ出前授業の打診を行ったが、日程調整で難航し、開催まで至らなかった。
○実施校数は減少していないが、実施主体が選管から学生に変更となり、本調査の対象外となったため。

【参考３】選挙管理委員会が出前授業を実施するために工夫している主な事項（複数回答）
○学校へ案内通知の送付や校長会等の会合に出席するなどし、各学校に対し出前授業の受入依頼などを行っている。
○授業時間を十分に確保してもらえるよう学校との調整を念入りに実施している。
○講座受講前の事前学習として、自宅に持ち帰って家族と一緒に学習できるプリントを配付している。
○事前に学校側に授業に盛り込んでほしい内容などを確認し、学校側の要望に沿った授業を行えるよう努めている。
○若者選挙啓発団体と連携し、出前授業を実施している。

都道府県・市区町村ごとの出前授業実施率

- ほとんどの都道府県が出前授業を主体的に実施している。
- 政令指定都市では100%、市・特別区は50%程度、町村では10%程度の団体が主体的に出前授業を実施している。※政令指定都市においては、行政区のみでの実施も含む。
- 出前授業の実施形態については、①高校・大学を都道府県が担当し、小中学校を市区町村が担当 ②都道府県が講演資料やマニュアルを作成し、市区町村が実施 ③講義を都道府県が担当し、模擬選挙を市区町村が担当 など、都道府県と市区町村で役割分担をしているところも多い。

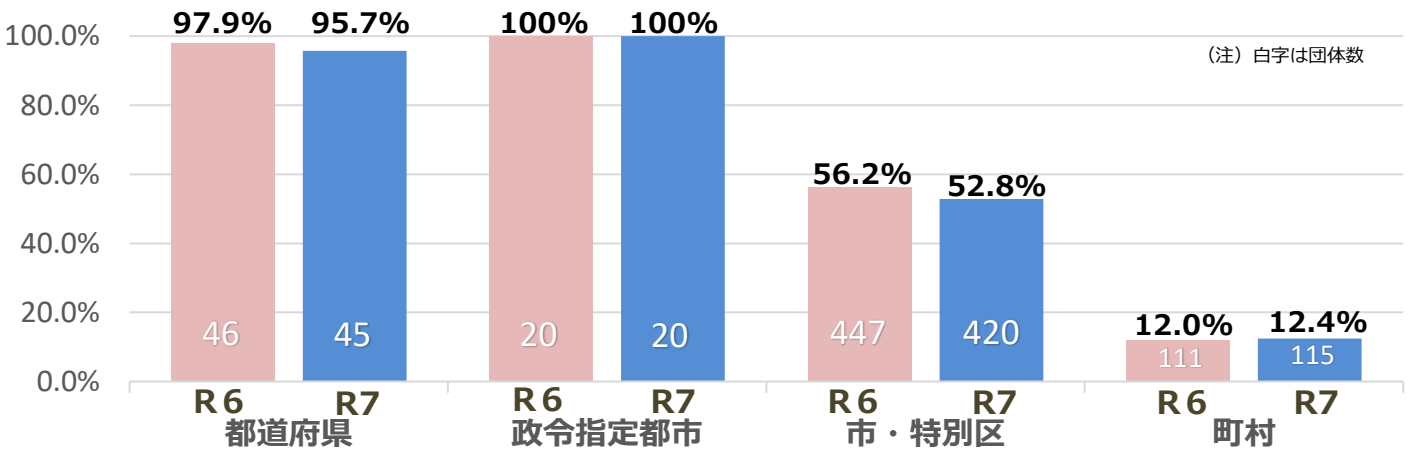

各学種における出前授業の実施学校数及び受講生数

- 全体では前年からやや減少したものの、概ね同程度の実施学校数及び受講生数となった。

	小学校		中学校		高校		大学・短大		専修学校		特別支援学校		計	
	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数
R1	708校	48,717人	306校	53,315人	1,248校	286,597人	89校	13,718人	28校	2,159人	311校	13,510人	2,690校	418,016人
R2	448校	28,017人	205校	26,767人	898校	182,262人	45校	4,474人	17校	662人	218校	8,593人	1,831校	250,775人
R3	698校	45,861人	192校	26,071人	889校	171,866人	68校	6,514人	29校	3,683人	229校	9,068人	2,105校	263,063人
R4	839校	55,644人	279校	40,918人	1,058校	197,974人	71校	6,703人	41校	3,580人	283校	10,625人	2,571校	315,444人
R5	1,014校	69,959人	402校	52,216人	1,182校	225,720人	73校	7,608人	32校	1,632人	320校	11,656人	3,023校	368,791人
R6	1,256校	82,943人	393校	52,422人	1,096校	207,507人	78校	7,911人	33校	1,869人	330校	12,793人	3,186校	365,445人
R7	1,151校	73,393人	429校	56,239人	941校	178,599人	79校	8,479人	29校	1,720人	276校	11,028人	2,905校	329,458人

高校における出前授業の実施学校数及び受講生数

●実施学校数、受講生数ともに前年度をやや下回っている。

	高校数	全高校数に対する割合	受講生数
令和元年度	1,248校　(626校)	25.5%(12.8%)	286,597人（98,935人）
令和2年度	898校　(399校)	18.4%（8.2%）	182,253人（52,417人）
令和3年度	889校　(437校)	18.3%（9.0%）	171,866人（56,873人）
令和4年度	1,058校　(530校)	21.9%(11.0%)	197,974人（69,796人）
令和5年度	1,182校　(551校)	24.7%(11.5%)	225,720人（70,878人）
令和6年度	1,096校　(485校)	23.0%(10.2%)	207,507人（64,052人）
令和7年度	941校　(459校)	19.8%(9.6%)	178,599人（59,905人）

（注）●「高校」には、高等専門学校を含む。以下同じ。
●カッコ内は３年生のみの数値で、内数である。
●全高校数は令和元年度：4,887校、令和2年度：4,874校、令和3年度：4,856校、令和4年度： 4,824校、令和5年度： 4,791校 、令和6年度：4,774校、令和7年度：4,761校（「学校基本調査」(文部科学省)より）

【参考】
高等学校等における主権者教育の実施状況について、文部科学省が実施した「主権者教育(政治的教養の教育)に関する実施状況調査(抽出調査)」によると、令和４年度に第３学年の生徒に対する主権者教育の実施状況は94.9%であり、ほぼ全ての学校で取り組まれている。
また、第１学年の生徒に対して主権者教育を実施していると回答した学校のうち29.4%が選挙管理委員会と連携して主権者教育を実施している。
●調査概要
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2023/mext_00119.html

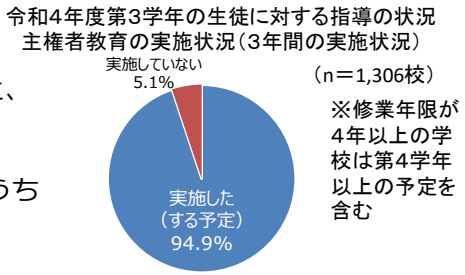

高校における出前授業の内容の割合（学校数ベース）

●出前授業の内容としては、模擬選挙と講義等を組み合わせた形式が過半数を占めている。
●模擬選挙の内容については、架空の政党や候補者等の公約を見せて判断させるものの割合が最も高く、全体の約7割。実際の選挙を題材にしたものは、前年度（7.1%）より2.7ポイント増加した。

出前授業の内容

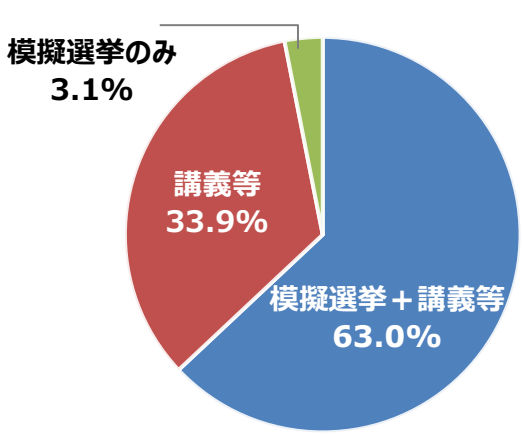

模擬選挙の内容

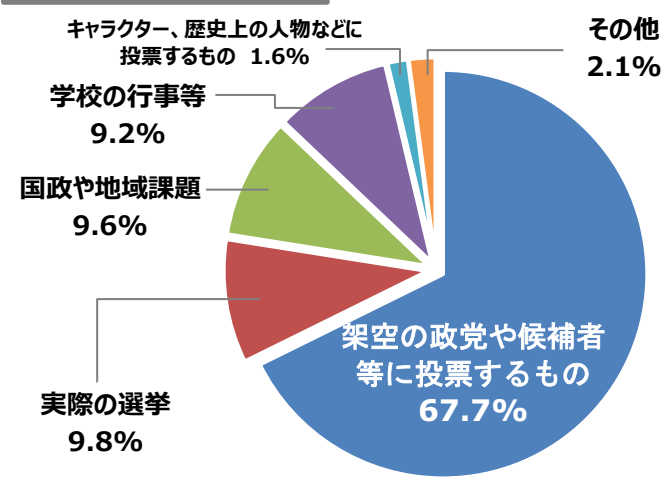

（注）
●「講義等」の例としては、話し合い活動（グループワーク、ディベート等）、クイズ形式の授業、生徒会選挙に合わせて選管が講義を行ったもの　等がある。
●「実際の選挙」は、「実施中の選挙を題材にしたもの 」＋「 過去に実際にあった選挙を題材にしたもの」である。

高校以外の学種における出前授業の内容の割合（学校数ベース）

- 出前授業の内容としては、模擬選挙と講義等を組み合わせたものが小学校や特別支援学校においては特に多くの割合を占めた。一方、大学・短大及び専修学校においては、講義等のみを行った割合が他学種に比べて高い。
- 模擬選挙の内容は、いずれの学種でも架空の政党・候補者等を選ぶ形式が最も多く行われている。また、大学・短大では他の学種より「実際の選挙」を題材にした学校数が多い等、発達段階に応じた題材の工夫が見られる。

出前授業の内容

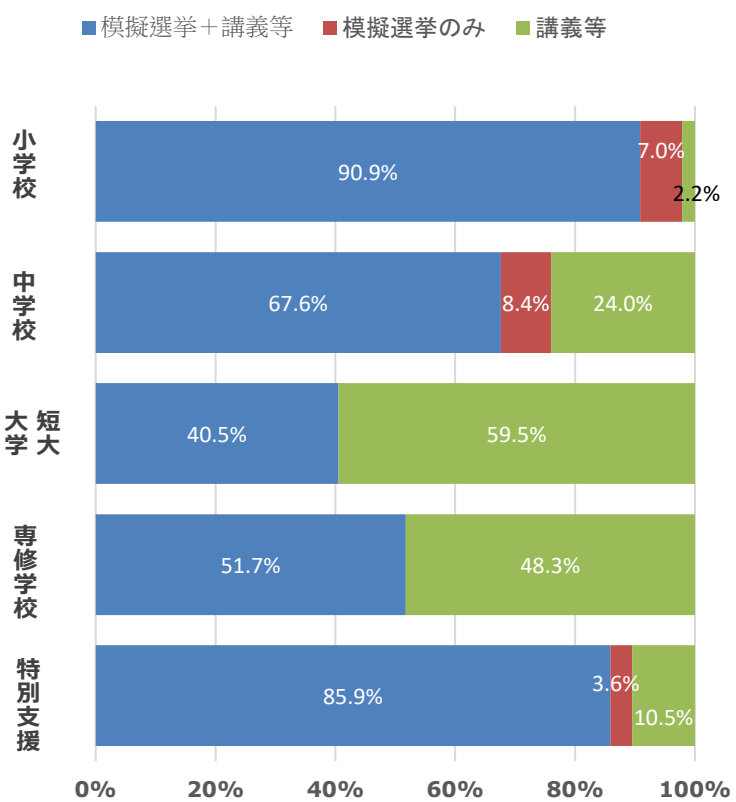

模擬選挙の内容

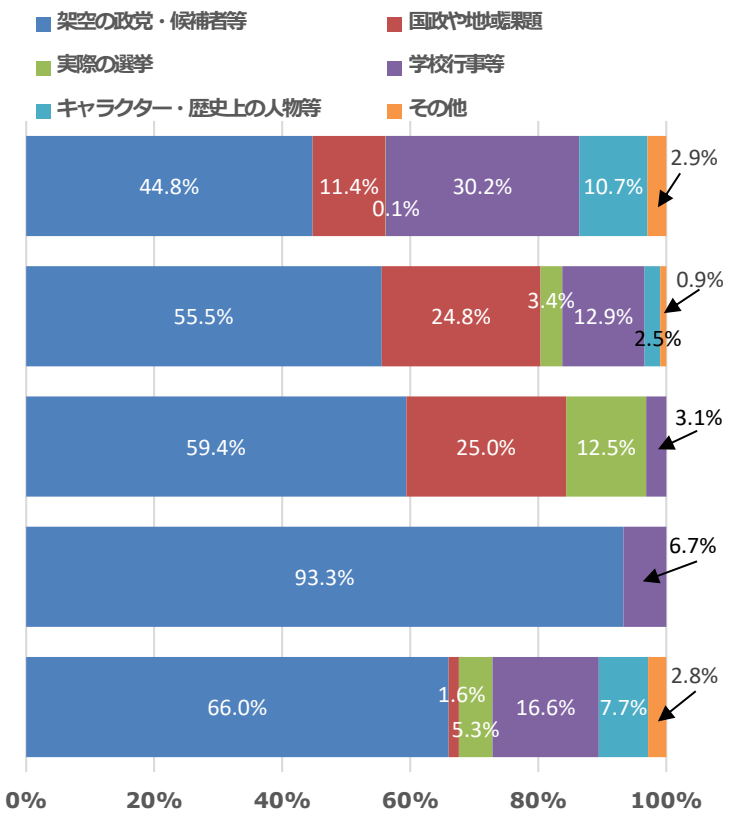

（注）
- 「講義等」の例としては、話し合い活動（グループワーク、ディベート等）、クイズ形式の授業、生徒会選挙に合わせて選管が講義を行ったもの　等がある。
- 「実際の選挙」は、「実施中の選挙を題材にしたもの 」＋「 過去に実際にあった選挙を題材にしたもの」である。

具体的な授業内容の例

＜小学校＞
- 投票率の推移、投票の大切さなどについての講義、選挙クイズの実施。
- 「架空の村長選挙の候補者の公約について」や「棄権者について」をテーマにグループ討議の実施。
- 「小学校の給食メニューを児童たちで話し合う」というテーマを主題にしつつ、話し合いに参加しなかった場合の影響について講義を実施。
- 「みんなで体験！！クラス選挙」（総務省作成教材）を利用した講義及び模擬選挙を実施。

＜中学校＞

・政治や選挙の意義、入場券が届いてから投票所で投票するまでの流れ、投票に関する豆知識について講義し、併せて選挙公報や投票用紙のサンプルを配布。

・「十八ヶ丘市の未来を考えよう！」（総務省作成教材）を題材に、模擬投票を実施。その後、選挙についての授業を実施。

＜高校＞

・直近選挙における若年層の投票率を示し、シルバー民主主義といわれる中での若者の投票の重要性を説明するとともに、実際の投開票の方法や期日前投票制度、不在者投票制度など、近い将来有権者となる時に身につけておくべき知識や選挙制度について解説。

・高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用した講義。

＜大学・短大＞

・若年層の低投票率、若者の政治関心について講義しワークショップを実施。

・総務省主権者教育アドバイザーによる講義（投票率低下の原因や投票する意義など）を実施後、グループワーク・発表「まちづくりゲーム～市長になろう～」を行った。

＜専修学校＞

・選挙の種類と選挙権、選挙の重要性、投票率の現状、選挙運動に関する講義及び選挙クイズの実施。

＜特別支援学校＞

・「選挙とは」という基本的な内容や、投票所での投票方法（特に代理投票等支援の受け方）等をスライドを使用して講義した。講義後には講義した内容の選挙クイズを実施。

団体内の他部署や他の団体と連携した主権者教育の実施状況

●選挙管理委員会による主権者教育においては、他部署や税務署などと連携した出前授業や地域の明るい選挙推進協議会と連携した啓発物資配布の取組など、多様な取組を実施している。

	他部署や他団体との連携を行っている選管数	都道府県	政令指定都市	市・特別区	町村
令和5年度	353選管	35選管	47選管	224選管	47選管
令和6年度	356選管	36選管	48選管	220選管	52選管
令和7年度	352選管	39選管	50選管	222選管	41選管

（注）学校・教育委員会、議会・議会事務局との連携は含めていない。また、政令指定都市の選管数は行政区の選管を含む。

他部署や他団体と連携した出前授業の例

・税務署と連携し、租税教室とコラボした出前授業を実施。

・NPO法人メンバーの大学生に高校の出前授業講師を依頼。

他部署や他団体と連携した出前授業以外の取組の例

・地元の大学や高校と連携し、票育事業で候補者役や司会役等を行う票育クルーを募集。また、学園祭において啓発ブースを出展。

・明るい選挙推進協議会と連携し、出前講座の中で明るい選挙の歌を演奏。

大学生・専門学生、親子、若手社会人向けの取組の実施状況（出前授業を除く）

●小学校・中学校・高校以外でも、様々な対象に主権者教育が行われている。

大学生・専門学生向け	実施選管数	都道府県	政令指定都市	市・特別区	町村
令和5年度	110選管	18選管	23選管	58選管	11選管
令和6年度	90選管	14選管	17選管	48選管	11選管
令和7年度	95選管	17選管	14選管	55選管	9選管

親子向け	実施選管数	都道府県	政令指定都市	市・特別区	町村
令和5年度	107選管	8選管	34選管	54選管	11選管
令和6年度	110選管	12選管	32選管	56選管	10選管
令和7年度	129選管	10選管	33選管	70選管	16選管

若手社会人向け	実施選管数	都道府県	政令指定都市	市・特別区	町村
令和5年度	40選管	8選管	2選管	19選管	11選管
令和6年度	42選管	9選管	2選管	21選管	10選管
令和7年度	42選管	7選管	1選管	24選管	10選管

（注）政令指定都市の選管数は行政区の選管を含む。

具体例

＜大学生・専門学生向け＞

・「二十歳のつどい」にて選挙啓発グッズの配布。
・大学祭での選挙機材の貸し出し及びパネルによる選挙啓発。
・選挙時、大学の校舎内で選挙の疑問に答える選挙コンシェルジュを配置。

＜親子向け＞

・投票に来た親子に対して、「ファミリー投票記念証」を配布。
・親子で参加する選挙バスツアーを実施（県議会や県警見学をして、往復のバス車内にて選挙講座）。
・不登校フリースペースにおいて、親子に向けて選挙授業（クイズなど）を実施（約１０名が参加）。
・保護者参観日に合わせて模擬投票を実施し、親子で投票してもらった。

＜若手社会人向け＞

・新規採用職員研修の過程で一般教養として、選挙講義と模擬投票の選挙出前授業を実施。
・企業と連携した選挙啓発（選挙時の広報協力等）を実施。

教育委員会や議会・議会事務局との連携・協力状況

●選挙管理委員会において主権者教育を推進していくためには、教育委員会や議会・議会事務局との連携・協力が重要であると考えられるが、多くの選挙管理委員会が何らかの形で連携等を図っている。

【教育委員会】	回答選管数	都道府県	政令指定都市	市・特別区	町村
(1)教育委員会と協議・協力し、**出前授業の実施計画書等を策定している**	29選管	2選管	0選管	20選管	7選管
(2)出前授業の実施計画書等は策定していないが、**定期的に主権者教育の推進方策等について協議している**	36選管	3選管	5選管	20選管	8選管
(3)出前授業の実施について、**教育委員会より各学校へ働きかけてもらっている**	189選管	31選管	31選管	92選管	35選管
(4)各種啓発等、**必要に応じて協力依頼等している**	1,154選管	41選管	57選管	514選管	542選管
(5)その他	86選管	6選管	37選管	29選管	14選管

【議会・議会事務局】	回答選管数	都道府県	政令指定都市	市・特別区	町村
(1)議会・議会事務局と協議・協力し、**模擬議会や議員との意見交換会等の実施計画書を策定している。**	3選管	0選管	0選管	1選管	2選管
(2)議会・議会事務局と協議・協力し、**模擬議会や議員との意見交換会等を実施している。**	38選管	2選管	2選管	10選管	24選管
(3)模擬議会や議員との意見交換会等の実施について、**定期的に主権者教育の推進方策等について協議している。**	7選管	0選管	0選管	4選管	3選管
(4)各種啓発等、**必要に応じて協力依頼等している**	540選管	13選管	16選管	196選管	315選管
(5)その他	61選管	2選管	17選管	20選管	22選管

（注）政令指定都市の選管数は行政区の選管を含む。

団体内の他部署、地域の関係機関との連携等の取組の状況

●長期計画の策定・協議会の設置・協定の締結・定例的な打ち合わせ等により他部署や地域の関係機関と連携・協力している選挙管理委員会もあり、総務省として引き続き取組を推進していく。

	回答選管数	都道府県	政令指定都市	市・特別区	町村
(1)団体内の他部署や地域の関係機関が連携・協力した**長期的な計画を策定している**	4選管	1選管	1選管	2選管	0選管
(2)団体内の他部署や地域の関係機関で、明文化された**協議会を設置している**	41選管	5選管	6選管	21選管	9選管
(3)団体内の他部署や地域の関係機関と、明文化された**協定を締結している**	23選管	11選管	3選管	8選管	1選管
(4)明文化された協議会や協定はないが、関係機関と**定例的な打ち合わせ**等を実施し協力体制を構築している	56選管	7選管	16選管	25選管	8選管
(5)現時点で(1)～(3)のような連携体制を整備していないが、整備に向けて検討している	36選管	3選管	1選管	13選管	19選管

（注）政令指定都市の選管数は行政区の選管を含む。

（注）主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ（平成29年3月）において、「計画的・組織横断的な取組の方向性」として、「子供から大人まで継続的に主権者教育に取り組むためには、地域の様々な機関が連携協力し、長期的展望を持った計画も必要となるであろう。それには、都道府県・市区町村の選挙管理委員会や教育委員会、学校、明るい選挙推進協議会、ＮＰＯ法人等の地域の団体が協力体制を構築し、各年代に応じた題材と定期的に行われる選挙の時期を念頭に置きつつ、一体的に計画を策定していくことが効果的と考える。そのためには、計画の立案・とりまとめの中核となるプランナーや協議会が必要になるものと考える。」と示されているところ。

関係機関との連携等の事例

(1) 長期的な計画策定

○投票率向上のため、推進期間５年で県・市町選管共同の行動指針とするプランを策定中。

○主権者教育推進会議（教育委員会等の関係機関が連携し、計画の策定等を行っている。）を実施。

(2) 協議会設置

○県内市町明るい選挙推進協議会、県及び市町選管、教育機関等の地域の関係機関で構成される明るい選挙推進連合会を設置し、明るい選挙推進に必要な計画の立案と実施、各種関係団体との連携協議を行っている。

(3) 協定締結

○広く若者に対して主権者意識の醸成及び投票参加の向上をはかるため、地域の大学と連携協定を締結している。

○教育委員会と協定を締結し、小・中・高・特別支援学校におけるそれぞれの取組を明文化。